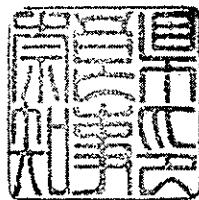


環政第132号
平成25年6月3日

大阪府知事 松井 一郎 殿

奈良県知事 荒井 正吾



東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設
整備事業に係る環境影響評価手続きについて（意見）

平成25年1月25日付け環保第2384号で協議のありました標記の件について、環境影響評価、事後調査その他手続きに関して下記のとおり意見を述べます。

記

1 水質について

工事中および事後調査の際には、急激な水質変化に対応するため、水質の常時モニタリング等の対応策を検討されたい。

2 騒音・振動について

一般国道163号線において、既に環境基準を超過している地点があることから、交通量の変化や搬入車両の経路等を考慮し、その対策に努めること。

3 動植物・生態系について

ア 事業計画地周辺は自然環境に非常に恵まれており、事業実施に伴い、動植物や生態系に影響を及ぼすことが想定される。生物の移動や行動圏に配慮して、工事及び事業をされたい。

イ 環境保全措置として緑化を行う際には、外来種を採用しないこと。また、地域の自然再生に向けて、外来種の除去を検討し緑化を図ること。

4 景観について

ア 遠景・中景・近景の特性を考慮した上で、景観に配慮すること。また、今後の施設の詳細設計の際には、景観への影響を軽減するよう留意されたい。

イ 特に近景については、煙突が新たに視野に出現する影響について、周辺の背景と調和させるよう色彩も含め検討されたい。

ウ 大気質と景観の両方の観点から、煙突高の設定の根拠について詳細に示されたい。

エ 歴史的・文化的景観には鎮守の森や棚田の風景等を含めた集落景観がある。また高山地区には高山の茶筅に使用する竹の寒干しや竹林の風景がある。これらの景観についても配慮されたい。

5 廃棄物について

新たに建設される施設において、減少する廃棄物焼却残渣量について予測し、その処分については、最終処分場に依存しない処理方法および焼却残渣が利用されやすいようなごみ分類方法等の改善を検討されたい。

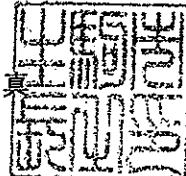
6 その他

別添の生駒市長意見に配慮されたい。

生環政第305号
平成25年4月9日

奈良県知事 荒井正吾 殿

生駒市長 山下



東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業にかかる
環境影響評価準備書について

のことについて、平成25年2月1日付け環政第519号にて依頼がありましたので、
下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 当該候補地の立地評価結果で、短所として近隣市の住居市街地・集落までの距離が近いことが挙げられている。このことから立地評価のまとめにおいて、「近隣市に配慮し、周辺環境への保全と調和を目指すこととする。」と記載されている。このことを十分認識し、生駒市域の住民と合意形成を得るよう努めるとともに、環境保全の見地から生駒市域に影響が及ばないよう最大限の対策を講じられたい。
- 2 自動車騒音測定結果において、現状では生駒市域の市道高山北田原線、国道163号線において環境基準が未達成の状況であることから、操業後の搬入車両、通勤車両の台数、経路等を十分検討し、これ以上の自動車騒音の悪化防止に努められたい。
- 3 地域の概況として、微小粒子状物質と光化学オキシダントについて調査結果の記載があるが、環境影響評価項目から選定しない理由もなく削除されている。これらの予測評価を行うとともに、事後調査項目の対象項目とすることを検討いただきたい。
- 4 工事を実施する際には、生駒市域の住民との工事協定を締結し、周辺に与える影響を最小限にするよう努められたい。
- 5 稼働後、継続的に環境モニタリングを行い、その結果を本市及び市民に報告するとともに、適切な操業が行われることを担保するため、生駒市域の住民を入れた操業監視のための委員会を設置されたい。

